

2018 年漁業センサス（速報）

静岡県調査結果

海面漁業調査（漁業経営体調査）

令和元年9月

静岡県経営管理部 ICT 推進局統計調査課

目次

利用上の注意

〔Ⅰ〕 調査結果の概要	1
〔Ⅱ〕 海面漁業の生産構造	
1 漁業経営体	2
2 漁船隻数	5
3 個人漁業経営体	6
〔Ⅲ〕 海面漁業の就業構造	
1 漁業就業者	8
〔Ⅳ〕 市町の状況	9
〔Ⅴ〕 統計表	
第1表 経営組織別経営体数	10
第2表 経営体階層別経営体数	10
第3表-1 販売金額1位の漁業種類別経営体数	11
第3表-2 営んだ漁業種類別経営体数（複数回答）	11
第4表 専兼業別個人経営体数	12
第5表 新規就業者数	12
第6表 性別、男子年齢区分別漁業就業者数	12
第7表 市町別漁業経営体数	13
第8表 市町別動力漁船隻数	13
第9表 市町別漁業就業者数	13
第10表 市町別自営のみ就業者数	13
〔Ⅵ〕 用語等	
用語等の解説	14
大海区区分図	19

利用上の注意

- 1 この速報は、平成30年11月1日現在で実施した「2018年漁業センサス」のうち、海面漁業調査（漁業経営体調査）について、令和元年8月28日に農林水産省が公表した結果に基づき、静岡県分の結果を取りまとめたものである。
なお、この速報の数値は概数値であり、後日公表される確定値とは異なる場合がある。
- 2 各項目の数値は単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しない場合があり、比率は小数点以下第2位で四捨五入した。
また、構成比の数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- 3 本文中及び統計表中の記号・表示については以下のとおり
「－」：事実のないもの
「…」：事業不詳又は調査を欠くもの
「△」：負数又は減少したもの
「x」：個人又は法人、その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
- 4 秘匿措置について
統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。
なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

【調査の概要】

1 調査の目的

2018年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計（基幹統計である漁業構造統計を作成する調査）として、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づき実施している。

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面 接調査も可能。)
	海面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地方組織 (統計調査員) 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面 接調査も可能。また、 郵送により配布し、 回収を郵送又は職員 が行うことも可能。)
	内水面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
流通加工 調査	魚市場調査		郵送調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		調査員調査又は オンライン調査

4 調査の対象（本速報収録分）

【海面漁業調査】

・漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

5 調査事項（本速報収録分）

【海面漁業調査】

・漁業経営体調査

- ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査の期日

平成30年(2018年)11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

8 所管及び問い合わせ先

調査の種類		所管及び問い合わせ先
海面 漁業調査	漁業経営体調査	静岡県経営管理部ICT推進局統計調査課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 電話番号 054-221-2245、2246 URL: https://toukei.pref.shizuoka.jp
	海面漁業地域調査	関東農政局 静岡県拠点 統計チーム（経営・構造）
内水面漁業調査		〒420-8618 静岡市葵区東草深町7-18 電話番号 054-246-0612
流通加工調査		URL: http://www.maff.go.jp/kanto/to_jyo/index.html

2018年漁業センサス

海面漁業調査（漁業経営体調査）

〔I〕 調査結果の概要

1 漁業経営体数

平成30年(2018年)11月1日現在における本県の漁業経営体数は2,200経営体で、前回(平成25年調査。以下同じ。)に比べ478経営体(17.8%)減少した。

経営組織別に経営体をみると、個人経営体は2,095経営体(全漁業経営体数に占める割合95.2%)、団体経営体は105経営体(同4.8%)であった。

販売金額1位の漁業種類別に経営体をみると、「釣」が最も多く、次いで「採貝・採藻」、「刺網」、「船びき網」の順で、この4種類で全体の71.9%を占めている。

2 漁船隻数

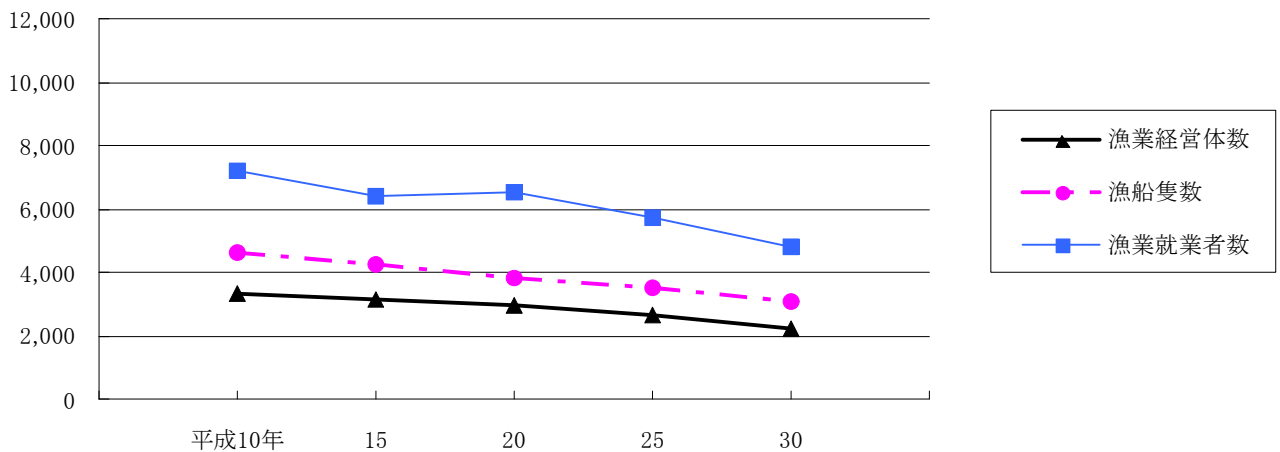
漁船隻数は3,079隻で、前回に比べ413隻(11.8%)減少した。

3 漁業就業者数

漁業就業者数(満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者)は4,814人で、前回に比べ936人(16.3%)減少した。

図1 漁業経営体数、漁船隻数、漁業就業者数の推移

(経営体、隻、人)



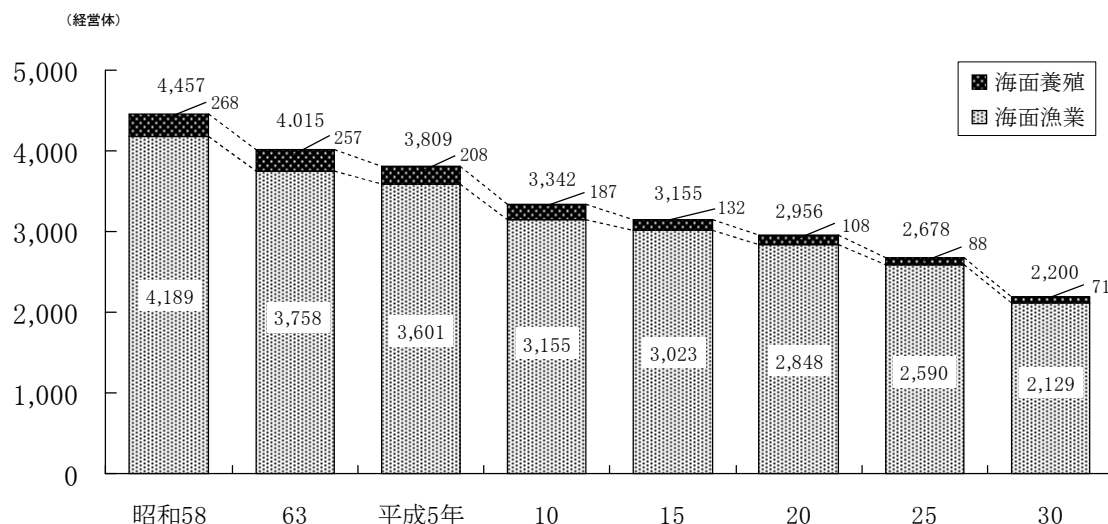
〔Ⅱ〕海面漁業の生産構造

1 漁業経営体

(1) 漁業経営体数

平成 30 年 11 月 1 日現在における本県海面漁業の漁業経営体数は 2,200 経営体で、前回に比べ 478 経営体 (17.8%) 減少した。(図 2)

図 2 漁業経営体数の推移



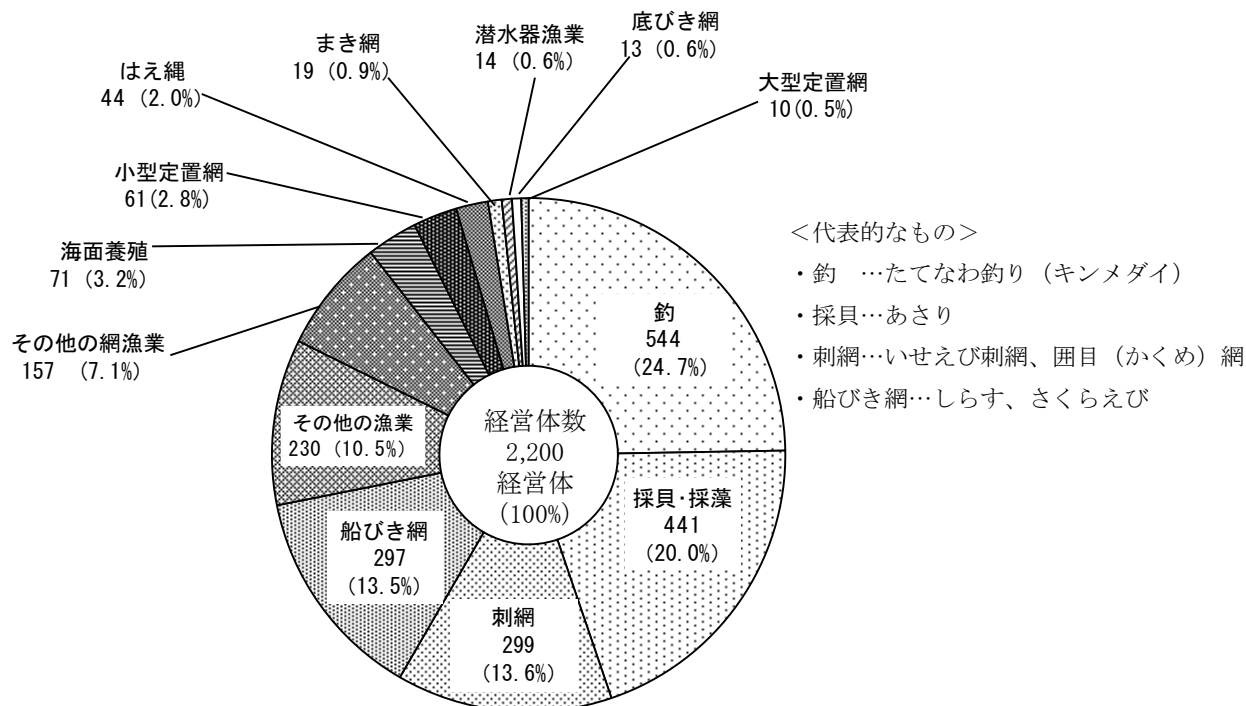
<対前回増減率の推移>

年	昭 63	平. 5	10	15	20	25	30
対前回増減率 (%)	△ 9.9	△ 5.1	△ 12.3	△ 5.6	△ 6.3	△ 9.4	△ 17.8

(2) 販売金額 1 位の漁業種類別経営体数

販売金額 1 位の漁業種類別に経営体をみると、「釣」が最も多く、次いで「採貝・採藻」、「刺網」、「船びき網」の順で、全体の 71.9% を占めている。(図 3、P11 第 3 表-1)

図 3 販売金額 1 位の漁業種類別経営体数の構成比



(3) 経営組織別経営体数

漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体は2,095経営体（全漁業経営体数に占める割合95.2%）、団体経営体は105経営体（同4.8%）で、前回に比べ個人経営体は18.1%減少し、団体経営体も12.5%減少した。（表1、P10第1表）

表1 経営組織別経営体数

区 分	平成25年	30	構成比		対前回(30/25)	
			平成25年	30	増減数	増減率
	経営体	経営体	%	%	経営体	%
計	2,678	2,200	100.0	100.0	△ 478	△ 17.8
個人経営体	2,558	2,095	95.5	95.2	△ 463	△ 18.1
団体経営体	120	105	4.5	4.8	△ 15	△ 12.5
会社	77	75	2.9	3.4	△ 2	△ 2.6
漁業協同組合	5	4	0.2	0.2	△ 1	△ 20.0
漁業生産組合	4	4	0.1	0.2	0	0.0
共同経営	34	21	1.3	1.0	△ 13	△ 38.2
その他	—	1	—	0.0	1	—

(4) 経営体階層別経営体数

経営体階層（漁業経営体が過去1年間に主として営んだ漁業種類と使用した漁船のトン数により決定した区分）別の漁業経営体数をみると、大規模漁業層は増加したが、沿岸漁業層、中小漁業層の各層とも前回に比べ減少し、特に沿岸漁業層の減少率が高くなっている。

ア 沿岸漁業層（漁船非使用、無動力船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各経営体階層）の経営体数は1,922経営体で、前回に比べ464経営体（19.4%）減少した。（図4）

階層別にみると、動力漁船を使用する階層では、動力漁船1～3トン階層が28.2%減少し、養殖階層では、わかめ類養殖階層が71.4%減少した。

また、その他の貝類養殖が新たに増加した。

イ 中小漁業層（動力船10～1,000トン未満の経営体階層）の経営体数は268経営体で前回に比べ15経営体（5.3%）減少した。（図5）

階層別にみると、動力船500～1000トン階層が50%増加したが、100～200トン階層は66.7%減少した。

図4 沿岸漁業層経営体数の推移

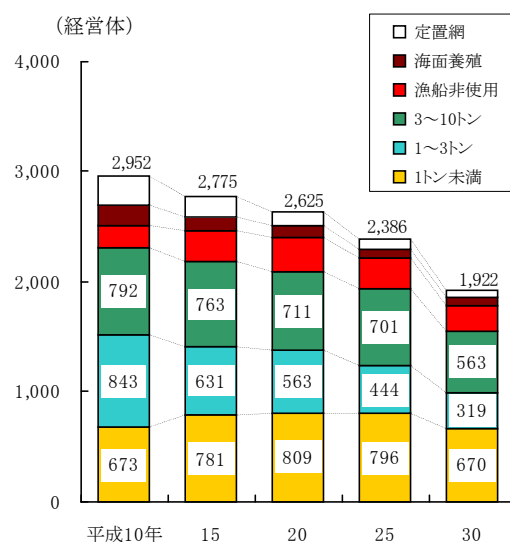
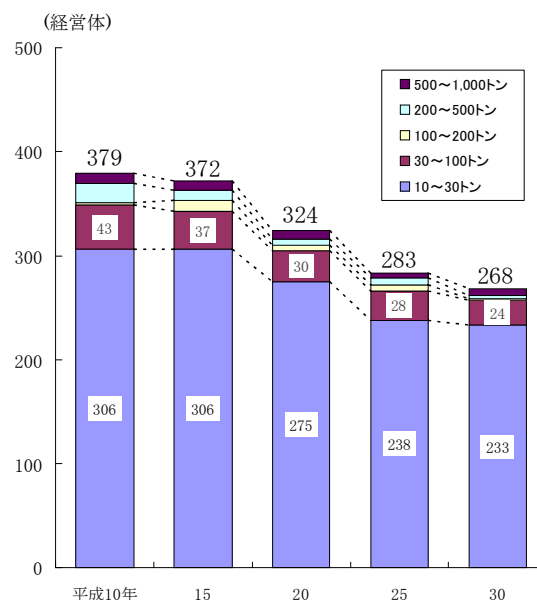
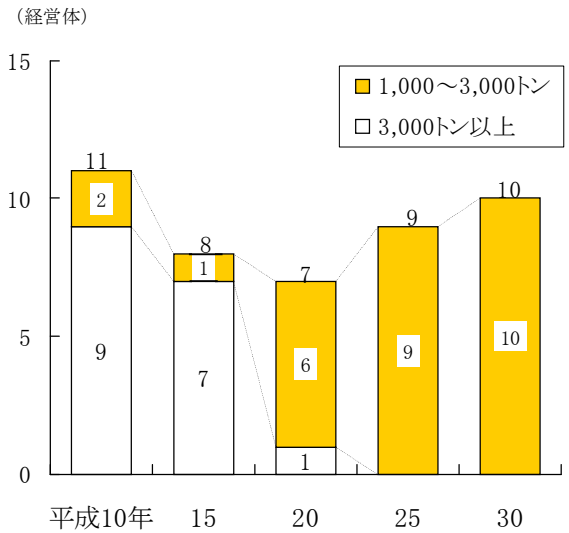


図5 中小漁業層漁業経営体数の推移



ウ 大規模漁業層（動力船1,000トン以上の経営体階層）の経営体数は10経営体で前回に比べ1経営体（11.1%）増加した。（図6）

図6 大規模漁業層経営体数の推移



(5) 漁獲物の出荷先

漁獲物の主な出荷先をみると、「漁協の市場又は荷さばき所」に出荷した漁業経営体数は1,902経営体（出荷を行った漁業経営体数に占める割合86.5%）で最も多く、次いで「漁協以外の卸売市場」が338経営体（同15.4%）、「その他（外食産業を含む）」が137経営体（同6.2%）の順となっている。（表2）

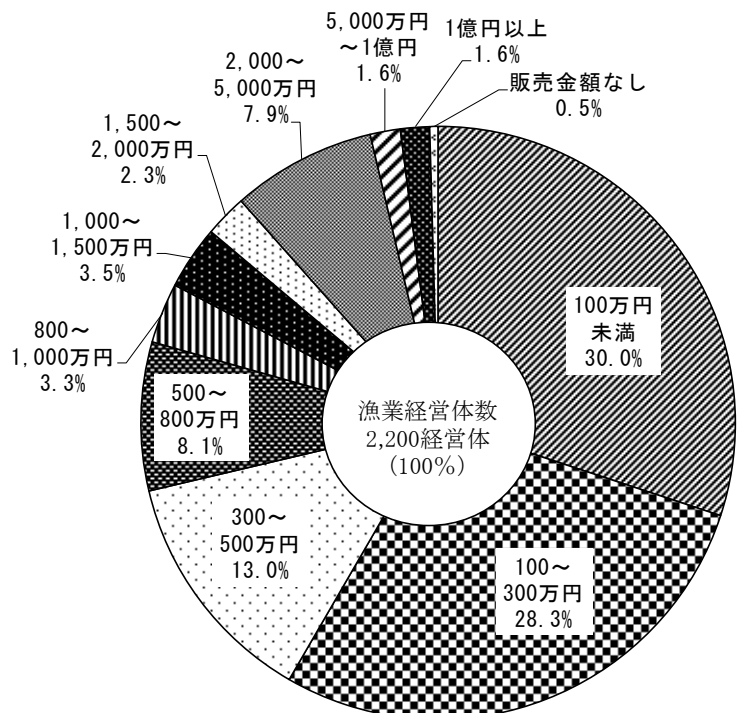
表2 漁獲物・収穫物の主な出荷先別漁業経営体数(複数回答)

区分	平成25年 経営体	30 経営体	構成比		対前回増減率 (30/25) %
			平成25年 %	30 %	
計	2,678	2,200	100.0	100.0	△ 17.8
漁協の市場又は荷さばき所	2,347	1,902	87.6	86.5	△ 19.0
漁協以外の卸売市場	346	338	12.9	15.4	△ 2.3
流通業者・加工業者	81	93	3.0	4.2	14.8
小売業者・生協	107	86	4.0	3.9	△ 19.6
消費者に直接販売	226	126	8.4	5.7	△ 44.2
直売所(共同又は他者が運営)	12	11	0.4	0.5	△ 8.3
自家販売	214	115	8.0	5.2	△ 46.3
その他(外食産業を含む)	134	137	5.0	6.2	2.2

(6) 漁獲物・収穫物の販売金額

漁獲物・収穫物の販売金額をみると、「100万円未満」の漁業経営体は661経営体、（全漁業経営体に占める割合30.0%）で最も多く、ついで「100万円～300万円未満」が623経営体（同28.3%）、「300万円～500万円未満」が285経営体（同13.0%）となっている。（図7）

図7 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数



2 漁船隻数

- (1) 漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は3,079隻で、前回に比べ413隻(11.8%)減少した。(図8、表3)
- (2) 漁船隻数を種類別にみると、無動力漁船が27隻(全漁船隻数に占める割合0.9%)、船外機付漁船が1,135隻(同36.9%)、動力漁船が1,917隻(同62.3%)で、前回に比べ無動力船、船外機付漁船、動力漁船がそれぞれ48.1%、2.8%、15.6%減少した。(図8、表3)
- (3) 動力漁船をトン数規模別にみると、500トン～1000トン未満の階層で増加したものの、それ以外の階層は減少した。(図8、表3)

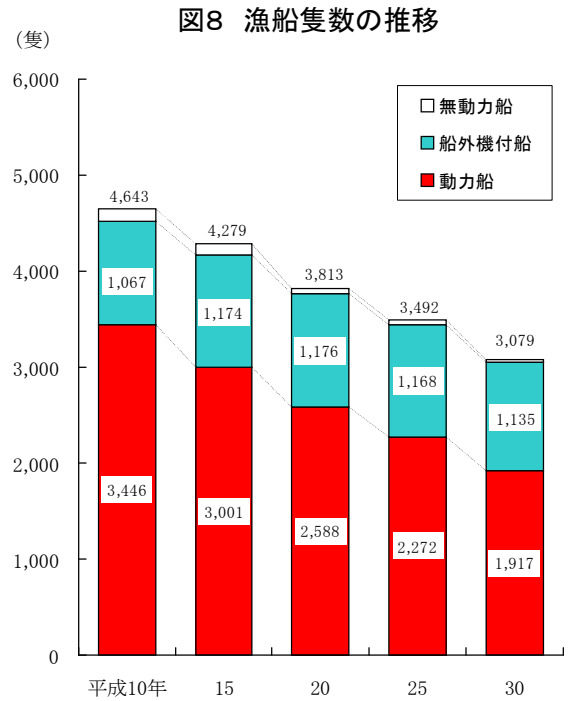


表3 規模別漁船隻数

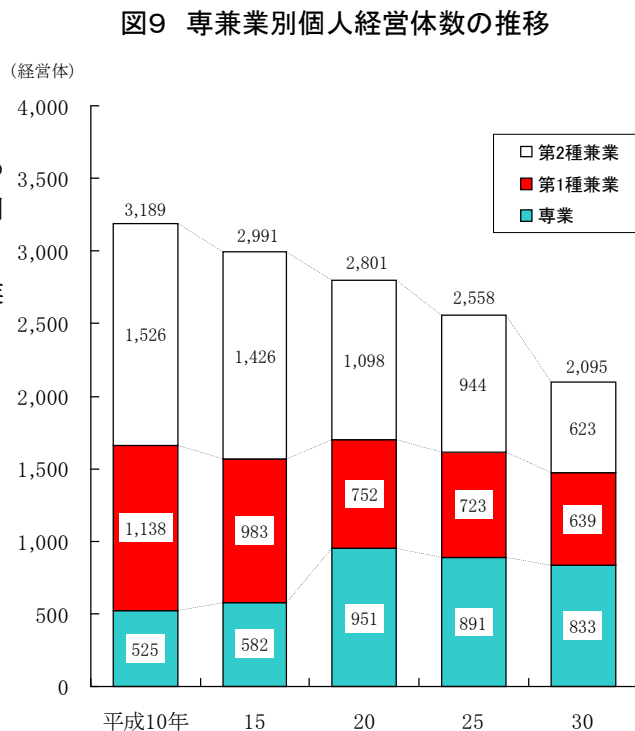
区分	平成20年		25		30		対前回(30/25)	
	隻数	構成比	隻数	構成比	隻数	構成比	増減数	増減率
	隻	%	隻	%	隻	%	隻	%
計 (漁船種類別)	3,813	100.0	3,492	100.0	3,079	100.0	△ 413	△ 11.8
無動力漁船	49	1.3	52	1.5	27	0.9	△ 25	△ 48.1
船外機付漁船	1,176	30.8	1,168	33.4	1,135	36.9	△ 33	△ 2.8
動力漁船	2,588	67.9	2,272	65.1	1,917	62.3	△ 355	△ 15.6
1トン未満	314	8.2	288	8.2	241	7.8	△ 47	△ 16.3
1～3トン未満	736	19.3	587	16.8	438	14.2	△ 149	△ 25.4
3～5トン未満	588	15.4	517	14.8	399	13.0	△ 118	△ 22.8
5～10トン未満	725	19.0	661	18.9	641	20.8	△ 20	△ 3.0
10～30トン未満	144	3.8	147	4.2	135	4.4	△ 12	△ 8.2
30～100トン未満	18	0.5	16	0.5	9	0.3	△ 7	△ 43.8
100～200トン未満	6	0.2	9	0.3	8	0.3	△ 1	△ 11.1
200～500トン未満	57	1.5	45	1.3	40	1.3	△ 5	△ 11.1
500～1000トン未満	—	0.0	2	0.1	6	0.2	4	200.0

3 個人漁業経営体

(1) 専兼業別経営体数

個人経営体（2,095 経営体）を専兼業別にみると、専業が 833 経営体（全個人経営体数に占める割合 39.8%）、第 1 種兼業が 639 経営体（同 30.5%）、第 2 種兼業が 623 経営体（同 29.7%）で、前回に比べ専業、第 1 種兼業、第 2 種兼業がそれぞれ、6.5%、11.6%、34.0%減少した。

（図 9）



(2) 基幹的漁業従事者の性別・年齢別経営体数

個人経営体を基幹的漁業従事者（個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者）を性別にみると、男子の経営体は 2,065 経営体（全個人経営体数に占める割合 98.6%）、女子の経営体は 28 経営体（同 1.3%）で、前回に比べ男子、女子がそれぞれ、17.3%、53.3%減少した。

個人経営体を男子基幹的漁業従事者の年齢別構成割合でみると、65 歳以上の年齢階層の割合が 49.5%となり、前回に比べ 0.9 ポイント増加した。（表 4）

表4 基幹的漁業従事者の性別・年齢区分別個人経営体数

区分	平成25年	30	構成比		対前回増減率 (30/25)
			平成25年	30	
計	経営体	経営体	%	%	%
	2,558	2,095	100.0	100.0	△ 18.1
海上作業従事者がいる	2,556	2,093	99.9	99.9	△ 18.1
基幹的漁業従事者が男子	2,496	2,065	97.6	98.6	△ 17.3
30歳未満	61	39	2.4	1.9	△ 36.1
30歳以上35歳未満	80	68	3.1	3.2	△ 15.0
35歳以上40歳未満	86	88	3.4	4.2	2.3
40歳以上45歳未満	121	95	4.7	4.5	△ 21.5
45歳以上50歳未満	155	140	6.1	6.7	△ 9.7
50歳以上55歳未満	203	172	7.9	8.2	△ 15.3
55歳以上60歳未満	241	198	9.4	9.5	△ 17.8
60歳以上65歳未満	337	242	13.2	11.6	△ 28.2
65歳以上70歳未満	360	307	14.1	14.7	△ 14.7
70歳以上75歳未満	343	285	13.4	13.6	△ 16.9
75歳以上	509	431	19.9	20.6	△ 15.3
基幹的漁業従事者が女子	60	28	2.3	1.3	△ 53.3
海上作業従事者がいない	2	2	0.1	0.1	0.0

(3) 個人経営体の兼業状況

個人経営体の兼業状況をみると、兼業を行った経営体 1,262 経営体のうち、漁業以外の自営業を行った経営体は 737 経営体（全個人経営体数に占める割合 35.2%）、共同経営に出資従事した経営体は 24 経営体（同 1.1%）、雇われて仕事に従事した経営体は 611 経営体（同 29.2%）であった。

漁業以外の自営業のうち、遊漁船業を兼業した経営体が 229 経営体（同 10.9%）、農業を兼業した経営体が 159 経営体（同 7.6%）、魚家民宿を兼業した経営体が 74 経営体（同 3.5%）あり、年間延べ宿泊者数は 45,342 人であった。（表 5）

表5 兼業種類別個人経営体数と魚家民宿延べ宿泊者数(複数回答)

区 分	平成30年	構成比	年間延べ宿泊者数(人)
	経営体	%	
個人経営体(実数)	2,095	100.0	
兼業経営体数(実数)	1,262	60.2	
自営業(実数)	737	35.2	
水産物の加工	32	1.5	
魚家民宿	74	3.5	45,342
魚家レストラン	28	1.3	
遊漁船業	229	10.9	
農業	159	7.6	
小売業	53	2.5	
その他	280	13.4	
共同経営に出資従事	24	1.1	
雇われ(実数)	611	29.2	
漁業雇われ	331	15.8	
漁業以外の仕事に雇われ	337	16.1	

(4) 自家漁業の後継者の有無別経営体数

自家漁業の後継者のいる個人経営体数は 385 経営体（全個人経営体数に占める割合 18.4%）で、前回に比べ 53 経営体（16.0%）増加した。

後継者のいる個人経営体の割合を経営体階層別にみると、沿岸漁業層は 14.7%、中小漁業層 49.3%で、前回に比べそれぞれ 4.7 ポイント、5.5 ポイント増加した。

個人経営体の大半を占める沿岸漁業層では、海面養殖業の後継者のいる個人経営体の割合は 33.9%、漁船漁業等は 14.1%で、前回に比べ海面養殖業は 16.4 ポイント、漁船漁業等は 4.4 ポイント増加した。（表 6）

表6 後継者の有無別個人経営体数

区 分	平成25年			30	うち後継者あり			後継者あり経営体 対前回(30/25)	
	経営体	うち後継者あり 経営体数	%		経営体	うち後継者あり 経営体数	%	増減数	増減率
計	2,558	332	13.0	2,095	385	18.4	53	16.0	
沿岸漁業層	2,332	233	10.0	1,874	276	14.7	43	18.5	
漁船漁業等	2,252	219	9.7	1,812	255	14.1	36	16.4	
海面養殖	80	14	17.5	62	21	33.9	7	50.0	
中小漁業層	226	99	43.8	221	109	49.3	10	10.1	
大規模漁業層	-	-	-	-	-	-	-	-	

〔Ⅲ〕海面漁業の就業構造

1 漁業就業者

(1) 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者数（満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者）は4,814人で、前回に比べ936人（16.3%）減少した。

漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事した人（個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者）は2,073人で前回に比べ23.3%減少した。漁業従事役員（団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。）は168人であった。漁業雇われ（漁業就業者のうち、漁業従事役員以外の者）は2,573人であった。（表7）

表7 漁業就業者数

区 分	平成25年 人	30 人	構成比		対前回（30/25）	
			平成25年 %	30 %	増減数 人	増減率 %
計	5,750	4,814	100.0	100.0	△ 936	△ 16.3
個人経営体の自家漁業のみ	2,701	2,073	47.0	43.1	△ 628	△ 23.3
漁業従事役員	...	168	-	3.5	△ 308	△ 10.1
漁業雇われ	3,049	2,573	53.0	53.4		

注：平成30年調査において「漁業雇われ」から「漁業従事役員」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成25年値は「漁業雇われ」に「漁業従事役員」を含んでいる。
また、平成25年値と平成30年値を比較するため、「漁業従事役員」と「漁業雇われ」の合計で対前回増減数及び増減率を算出した。

(2) 新規漁業就業者数

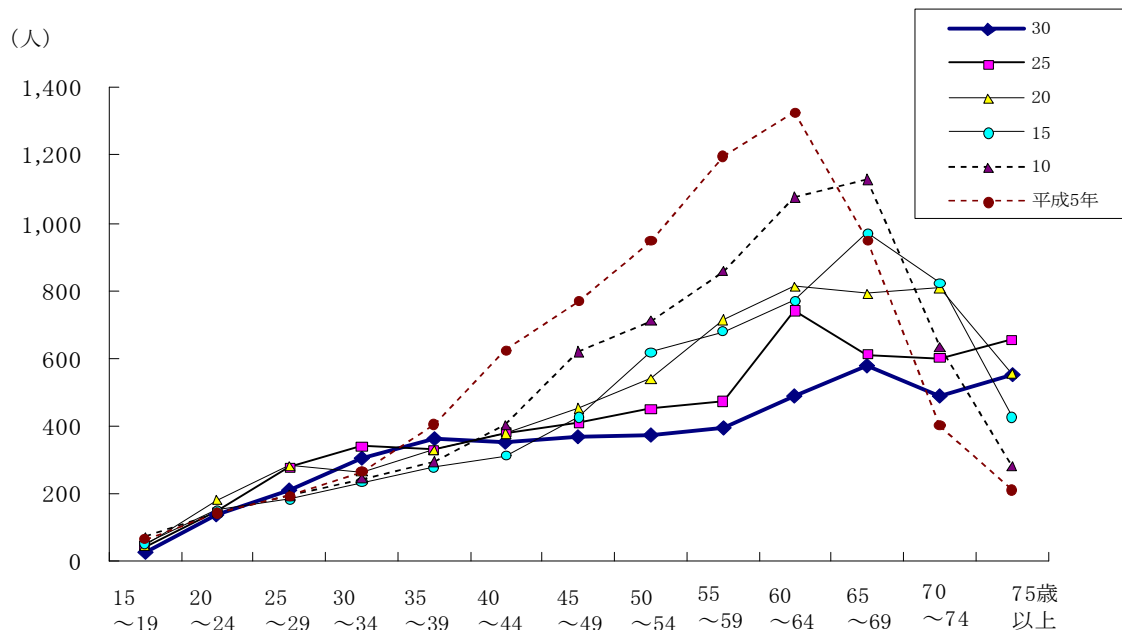
新規漁業就業者は96人で、前回に比べて44人（84.6%）増加した。（P12第5表）

(3) 性別・男子年齢別漁業就業者数

漁業就業者を性別にみると、男子は4,635人（全漁業就業者数に占める割合96.3%）、女子は179人（同3.7%）で、前回に比べ男子は14.8%減少、女子は42.1%減少した。

男子漁業就業者を年齢階層別にみると、20～39歳の就業者は1,018人で、前回に比べ67人減少、40～59歳の就業者は1,487人で、222人減少、65歳以上の就業者は1,614人で、251人減少した。（P12第6表）

図10 男子年齢別漁業就業者数の推移



〔Ⅳ〕市町の状況

1 漁業経営体数

漁業経営体数は、浜松市が553経営体（構成比25.1%）で最も多く、次いで沼津市172経営体（同7.8%）、湖西市160経営体（同7.3%）、静岡市153経営体（同7.0%）、下田市148経営体（同6.7%）の順であった。

前回に比べ増加した主な市町は、掛川市（6経営体、46.2%）、御前崎市（11経営体、11.0%）、であった。

一方減少した主な市町は、袋井市（1経営体△50.0%）、下田市（73経営体、△33.0%）、伊東市（46経営体、△31.5%）であった。（P13第7表）

2 動力漁船隻数

動力漁船隻数は、沼津市が225隻（構成比11.7%）で最も多く、次いで静岡市215隻（同11.2%）、浜松市205隻（同10.7%）、湖西市174隻（同9.1%）、焼津市145隻（同7.6%）の順であった。

前回に比べ増加した主な市町は、焼津市（9隻、6.6%）、牧之原市（4隻、4.7%）であった。

一方減少した主な市町は、東伊豆町（24隻、△33.8%）、松崎町（17隻、△32.1%）、富士市（22隻、△31.4%）であった。（P13第8表）

3 漁業就業者数

漁業就業者数は、浜松市が718人（構成比14.9%）で最も多く、次いで静岡市686人（同14.3%）、焼津市662人（同13.8%）の順であった。

前回に比べ増加した主な市町は、焼津市（35人、5.6%）、御前崎市（7人、3.1%）であった。

一方減少した主な市町は、東伊豆町（43人、△40.2%）、伊豆市（26人、△36.6%）、下田市（121人、△34.8%）であった。（P13第9表）

〔V〕統計表

第1表 経営組織別経営体数

経営組織	平成20年		25年		30年			
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	対25年比	
							増減数	増減率 (%)
総数	2,957	100.0	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8
個人経営体	2,801	94.7	2,558	95.5	2,095	95.2	△ 463	△ 18.1
団体経営体	155	5.2	120	4.5	105	4.8	△ 15	△ 12.5
会社	75	2.5	77	2.9	75	3.4	△ 2	△ 2.6
漁業協同組合	6	0.2	5	0.2	4	0.2	△ 1	△ 20.0
漁業生産組合	4	0.1	4	0.1	4	0.2	0	0.0
共同経営	69	2.3	34	1.3	21	1.0	△ 13	△ 38.2
その他	1	0.0	-	-	1	0.0	1	-

注) 「共同経営」とは二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

「その他」は、都道府県の栽培漁業センター、水産増殖センター等で、会社、漁業協同組合、漁業生産組合及び共同経営以外のものである。

第2表 経営体階層別経営体数

漁業階層		平成20年		25年		30年			
		経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	対25年比	
								増減数	増減率 (%)
総数		2,956	100.0	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8
計		2,625	88.8	2,386	89.1	1,922	87.4	△ 464	△ 19.4
沿岸 漁業 層	漁船非使用	319	10.8	265	9.9	228	10.4	△ 37	△ 14.0
	無動力漁船のみ	8	0.3	6	0.2	2	0.1	△ 4	△ 66.7
	船外機付漁船	570	19.3	584	21.8	507	23.0	△ 77	△ 13.2
	動力漁船 1トン未満	231	7.8	206	7.7	161	7.3	△ 45	△ 21.8
	動力漁船 1～3トン未満	563	19.0	444	16.6	319	14.5	△ 125	△ 28.2
	動力漁船 3～5トン未満	485	16.4	415	15.5	322	14.6	△ 93	△ 22.4
	動力漁船 5～10トン未満	226	7.6	286	10.7	241	11.0	△ 45	△ 15.7
	定置網	115	3.9	92	3.4	71	3.2	△ 21	△ 22.8
海面養殖	108	3.7	88	3.3	71	3.2	△ 17	△ 19.3	
中 小 漁 業 層	計	324	11.0	283	10.6	268	12.2	△ 15	△ 5.3
	動力漁船 10～30トン未満	275	9.3	238	8.9	233	10.6	△ 5	△ 2.1
	動力漁船 30～100トン未満	30	1.0	28	1.0	24	1.1	△ 4	△ 14.3
	動力漁船 100～200トン未満	5	0.2	6	0.2	2	0.1	△ 4	△ 66.7
	動力漁船 200～500トン未満	6	0.2	7	0.3	3	0.1	△ 4	△ 57.1
大 規 模 漁 業 層	動力漁船 500～1,000トン未満	8	0.3	4	0.1	6	0.3	2	50.0
	動力漁船 1,000トン以上	7	0.2	9	0.3	10	0.5	1	11.1

第3表-1 販売金額1位の漁業種類別経営体数

漁業種類別	平成20年		25年		30年				
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	対25年比		
							増減数	増減率 (%)	
総数	2,956	100.0	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8	
底びき網	20	0.7	15	0.6	13	0.6	△ 2	△ 13.3	
まき網	21	0.7	18	0.7	19	0.9	1	5.6	
刺網	458	15.5	384	14.3	299	13.6	△ 85	△ 22.1	
釣	780	26.4	744	27.8	544	24.7	△ 200	△ 26.9	
はえ縄	62	2.1	43	1.6	44	2.0	1	2.3	
船びき網	328	11.1	305	11.4	297	13.5	△ 8	△ 2.6	
その他の網漁業	160	5.4	81	3.0	157	7.1	76	93.8	
大型定置網	12	0.4	12	0.4	10	0.5	△ 2	△ 16.7	
小型定置網	103	3.5	80	3.0	61	2.8	△ 19	△ 23.8	
潜水器漁業	6	0.2	7	0.3	14	0.6	7	100.0	
採貝・採藻	604	20.4	595	22.2	441	20.0	△ 154	△ 25.9	
その他の漁業	294	9.9	306	11.4	230	10.5	△ 76	△ 24.8	
海面養殖	計	108	3.7	88	3.3	71	3.2	△ 17	△ 19.3
	ぶり (はまち) 養殖	1	0.0	—	—	—	—	—	—
	まだい養殖	19	0.6	8	0.3	8	0.4	0	0.0
	ひらめ養殖	4	0.1	2	0.1	1	0.0	△ 1	△ 50.0
	のり養殖	33	1.1	28	1.0	25	1.1	△ 3	△ 10.7
	かき養殖	33	1.1	26	1.0	25	1.1	△ 1	△ 3.8
	その他の貝類養殖	—	—	—	—	1	0.0	—	—
	わかめ養殖	12	0.4	14	0.5	4	0.2	△ 10	△ 71.4
	その他の魚類養殖	6	0.2	10	0.4	7	0.3	△ 3	△ 30.0

第3表-2 営んだ漁業種類別経営体数(複数回答)

漁業種類別	平成20年		25年		30年				
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	対25年比		
							増減数	増減率 (%)	
計 (実数)	2,956	100.0	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8	
底びき網	28	0.9	30	1.1	25	1.1	△ 5	△ 16.7	
まき網	27	0.9	26	1.0	23	1.0	△ 3	△ 11.5	
刺網	674	22.8	573	21.4	441	20.0	△ 132	△ 23.0	
釣	1,513	51.2	1,410	52.7	967	44.0	△ 443	△ 31.4	
はえ縄	104	3.5	88	3.3	71	3.2	△ 17	△ 19.3	
船びき網	362	12.2	325	12.1	315	14.3	△ 10	△ 3.1	
その他の網漁業	225	7.6	172	6.4	228	10.4	56	32.6	
さんま棒受網	2	0.1	1	0.0	1	0.0	0	0.0	
大型定置網	12	0.4	12	0.4	10	0.5	△ 2	△ 16.7	
小型定置網	140	4.7	117	4.4	95	4.3	△ 22	△ 18.8	
潜水器漁業	15	0.5	33	1.2	41	1.9	8	24.2	
採貝・採藻	920	31.1	928	34.7	748	34.0	△ 180	△ 19.4	
その他の漁業	459	15.5	475	17.7	361	16.4	△ 114	△ 24.0	
海面養殖	計	189	6.4	178	6.6	142	6.5	△ 36	△ 20.2
	ぶり (はまち) 養殖	4	0.1	5	0.2	4	0.2	△ 1	△ 20.0
	まだい養殖	22	0.7	15	0.6	13	0.6	△ 2	△ 13.3
	ひらめ養殖	4	0.1	3	0.1	2	0.1	△ 1	△ 33.3
	のり養殖	57	1.9	55	2.1	54	2.5	△ 1	△ 1.8
	かき養殖	34	1.2	30	1.1	26	1.2	△ 4	△ 13.3
	その他の貝類養殖	1	0.0	1	0.0	2	0.1	1	100.0
	くるまえび養殖	1	0.0	—	—	—	—	—	—
	その他の水産動物類養殖	1	0.0	—	—	—	—	—	—
	こんぶ類養殖	2	0.1	4	0.1	2	0.1	△ 2	△ 50.0
	わかめ養殖	42	1.4	50	1.9	25	1.1	△ 25	△ 50.0
	その他の魚類養殖	21	0.7	15	0.6	14	0.6	△ 1	△ 6.7

第4表 専兼業別個人経営体数

専兼業	平成20年		25年		30年			
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	対25年比	
							増減数	増減率 (%)
総数	2,801	100.0	2,558	100.0	2,095	100.0	△ 463	△ 18.1
専業	951	34.0	891	34.8	833	39.8	△ 58	△ 6.5
兼業	1,850	66.0	1,667	65.2	1,262	60.2	△ 405	△ 24.3
第1種兼業	752	26.8	723	28.3	639	30.5	△ 84	△ 11.6
第2種兼業	1,098	39.2	944	36.9	623	29.7	△ 321	△ 34.0

注) 第1種兼業とは、個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。第2種兼業とは、個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

第5表 新規就業者数

区 分	平成25年		30年		対25年比	
	新規就業者数	構成比 (%)	新規就業者数	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
計	52	100.0	96	100.0	44	84.6
個人経営体の自家漁業のみ	17	32.7	14	14.6	△ 3	△ 17.6
漁業雇われ	35	67.3	82	85.4	47	134.3

注) 新規就業者とは、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 新たに漁業を始めた者
- ② 他の仕事の主であったが漁業が主となった者
- ③ 普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者

なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

第6表 性別、男子年齢区分別漁業就業者数

性・男子年齢区分	平成25年		30年		対25年比		
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	対25年比		
					増減数	増減率 (%)	
総数	5,750	100.0	4,814	100.0	△ 936	△ 16.3	
計	5,441	94.6	4,635	96.3	△ 806	△ 14.8	
15～19歳	42	0.7	27	0.6	△ 15	△ 35.7	
20～24歳	144	2.5	138	2.9	△ 6	△ 4.2	
25～29歳	275	4.8	211	4.4	△ 64	△ 23.3	
30～34歳	338	5.9	305	6.3	△ 33	△ 9.8	
35～39歳	328	5.7	364	7.6	36	11.0	
40～44歳	380	6.6	353	7.3	△ 27	△ 7.1	
45～49歳	408	7.1	369	7.7	△ 39	△ 9.6	
50～54歳	449	7.8	374	7.8	△ 75	△ 16.7	
55～59歳	472	8.2	391	8.1	△ 81	△ 17.2	
60～64歳	740	12.9	489	10.2	△ 251	△ 33.9	
65～69歳	611	10.6	577	12.0	△ 34	△ 5.6	
70～74歳	600	10.4	488	10.1	△ 112	△ 18.7	
75歳以上	654	11.4	549	11.4	△ 105	△ 16.1	
女子	計	309	5.4	179	3.7	△ 130	△ 42.1

注) 漁業就業者とは、漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業又は、漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した人をいう。

第7表 市町別漁業経営体数

市町村	経営体数				
	平成25年	平成30年	対25年比		
			構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	2,678	2,200	100.0	△478	△17.8
静岡市	188	153	7.0	△35	△18.6
浜松市	625	553	25.1	△72	△11.5
沼津市	219	172	7.8	△47	△21.5
熱海市	101	96	4.4	△5	△5.0
伊東市	146	100	4.5	△46	△31.5
富士市	69	48	2.2	△21	△30.4
磐田市	102	79	3.6	△23	△22.5
焼津市	87	76	3.5	△11	△12.6
掛川市	13	19	0.9	6	46.2
袋井市	2	1	0.0	△1	△50.0
下田市	221	148	6.7	△73	△33.0
湖西市	183	160	7.3	△23	△12.6
伊豆市	56	39	1.8	△17	△30.4
御前崎市	100	111	5.0	11	11.0
牧之原市	87	75	3.4	△12	△13.8
東伊豆町	72	50	2.3	△22	△30.6
河津町	27	27	1.2	0	0.0
南伊豆町	149	109	5.0	△40	△26.8
松崎町	59	44	2.0	△15	△25.4
西伊豆町	142	116	5.3	△26	△18.3
吉田町	30	24	1.1	△6	△20.0

第8表 市町別動力漁船隻数

市町村	動力漁船隻数				
	平成25年	平成30年	対25年比		
			構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	2,272	1,917	100.0	△355	△15.6
静岡市	250	215	11.2	△35	△14.0
浜松市	234	205	10.7	△29	△12.4
沼津市	273	225	11.7	△48	△17.6
熱海市	80	64	3.3	△16	△20.0
伊東市	137	99	5.2	△38	△27.7
富士市	70	48	2.5	△22	△31.4
磐田市	66	65	3.4	△1	△1.5
焼津市	136	145	7.6	9	6.6
掛川市	x	x	x	x	x
袋井市	x	x	x	x	x
下田市	177	128	6.7	△49	△27.7
湖西市	203	174	9.1	△29	△14.3
伊豆市	21	19	1.0	△2	△9.5
御前崎市	103	91	4.7	△12	△11.7
牧之原市	85	89	4.6	4	4.7
東伊豆町	71	47	2.5	△24	△33.8
河津町	25	20	1.0	△5	△20.0
南伊豆町	104	75	3.9	△29	△27.9
松崎町	53	36	1.9	△17	△32.1
西伊豆町	108	100	5.2	△8	△7.4
吉田町	69	60	3.1	△9	△13.0

第9表 市町別漁業就業者数

市町村	就業者数				
	平成25年	平成30年	対25年比		
			構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	5,750	4,814	100.0	△936	△16.3
静岡市	787	686	14.3	△101	△12.8
浜松市	828	718	14.9	△110	△13.3
沼津市	740	555	11.5	△185	△25.0
熱海市	179	128	2.7	△51	△28.5
伊東市	255	174	3.6	△81	△31.8
富士市	162	142	2.9	△20	△12.3
磐田市	230	210	4.4	△20	△8.7
焼津市	627	662	13.8	35	5.6
掛川市	x	x	x	x	x
袋井市	x	x	x	x	x
下田市	348	227	4.7	△121	△34.8
湖西市	275	235	4.9	△40	△14.5
伊豆市	71	45	0.9	△26	△36.6
御前崎市	223	230	4.8	7	3.1
牧之原市	187	181	3.8	△6	△3.2
東伊豆町	107	64	1.3	△43	△40.2
河津町	59	47	1.0	△12	△20.3
南伊豆町	186	124	2.6	△62	△33.3
松崎町	61	46	1.0	△15	△24.6
西伊豆町	213	170	3.5	△43	△20.2
吉田町	194	147	3.1	△47	△24.2

第10表 市町別自営のみ就業者数

市町村	就業者数(自営のみ)				
	平成25年	平成30年	対25年比		
			構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	2,701	2,073	100.0	△628	△23.3
静岡市	135	111	5.4	△24	△17.8
浜松市	565	446	21.5	△119	△21.1
沼津市	210	150	7.2	△60	△28.6
熱海市	132	80	3.9	△52	△39.4
伊東市	139	89	4.3	△50	△36.0
富士市	74	45	2.2	△29	△39.2
磐田市	98	82	4.0	△16	△16.3
焼津市	54	43	2.1	△11	△20.4
掛川市	x	x	x	x	x
袋井市	x	x	x	x	x
下田市	246	175	8.4	△71	△28.9
湖西市	197	169	8.2	△28	△14.2
伊豆市	64	39	1.9	△25	△39.1
御前崎市	116	118	5.7	2	1.7
牧之原市	95	90	4.3	△5	△5.3
東伊豆町	78	57	2.7	△21	△26.9
河津町	35	25	1.2	△10	△28.6
南伊豆町	180	118	5.7	△62	△34.4
松崎町	61	46	2.2	△15	△24.6
西伊豆町	165	140	6.8	△25	△15.2
吉田町	41	29	1.4	△12	△29.3

〔VI〕用語等
 用語等の解説
 漁業経営体調査

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。）
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 (イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。）。

漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（54種類。具体的には48～53ページの表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収穫物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。
消費者に直接販売	消費者に直接販売している場合をいう。
自家の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業従事世帯員	個人経営体の世帯員のうち過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。 なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
経営主	漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定	個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した

参画者（経営主を除く）	者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長（コック長）など各部門における責任者をいう（役職にはついていない役員も含む）。
陸上作業において責任のある者	管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者 個人経営体の自家漁業のみ	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。 漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。
漁業従事役員 漁業雇われ	「漁業従事役員」（15ページ）に同じ。 漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
海上作業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため）。
無動力漁船 船外機付漁船	推進機関を付けない漁船をいう。 無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

漁業の海上作業

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
- b いかだや網等の養殖施設の張り立て及び取り外し
- c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
- b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
- c 池及び水槽の見回り
- d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
- e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専兼業分類

専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

兼業の種類

水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。

漁家民宿

旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
その他	上記以外のものをいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世代等個人経営	一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
自家漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区区分図（19ページ）のとおり。

大海区区分図

